

発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 編集/総務課 毎月10日・25日発行

衆議院議員総選挙

投票は 12月18日

みんなで投票しましょう

十二月十八日は、解散による衆議院議員総選挙の投票日です。

また、これと同時に最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。

私たちにとっては、国政に参加する唯一の機会です。この機会を大切に、近所さそいあつてみんなで投票しましょう。

○投票の日時

十二月十八日(日) 午前七時から午後六時まで。(国民審査の投票もこの時間に行われます。)

○新しく投票できる人

※昭和三十八年十二月十九日までに生まれた人で、昭和五十八年十二月二日現在も引き続き西川町内に住所を有している人。

※昭和三十八年十二月十九日までに生まれた人で、昭和五十八年九月二日までに西川町に転入届けを出して、昭和五十八年十二月二日現在も西川町内に住所を有している人。

○前住所地で投票しなければならぬ人

昭和五十八年九月三日以降に他の市町村から西川町に住所を移した人(転入届をした人)は、前住所地で投票することになります。

○町内で住所を異動した人

十二月一日までに転居届をした人は、新住所地の投票所で投票できます。

なお、十二月二日以降に転居届をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

○投票の場所

あなたが投票に行く投票所は、十二月九日ごろお配りする入場券に記載されていますので、投票所にお出かけになる前によく確かめのうえお出かけください。

投票区	投票区	投票区	投票区	投票区	投票区	投票区
第6投票区	第5投票区	第4投票区	第3投票区	第2投票区	第1投票区	投票区
貝柄事務所	升潟小学校	曾根小学校	西川町商工会館	西川町役場分館	鎧郷保育園	場所

○選挙人名簿の縦覧

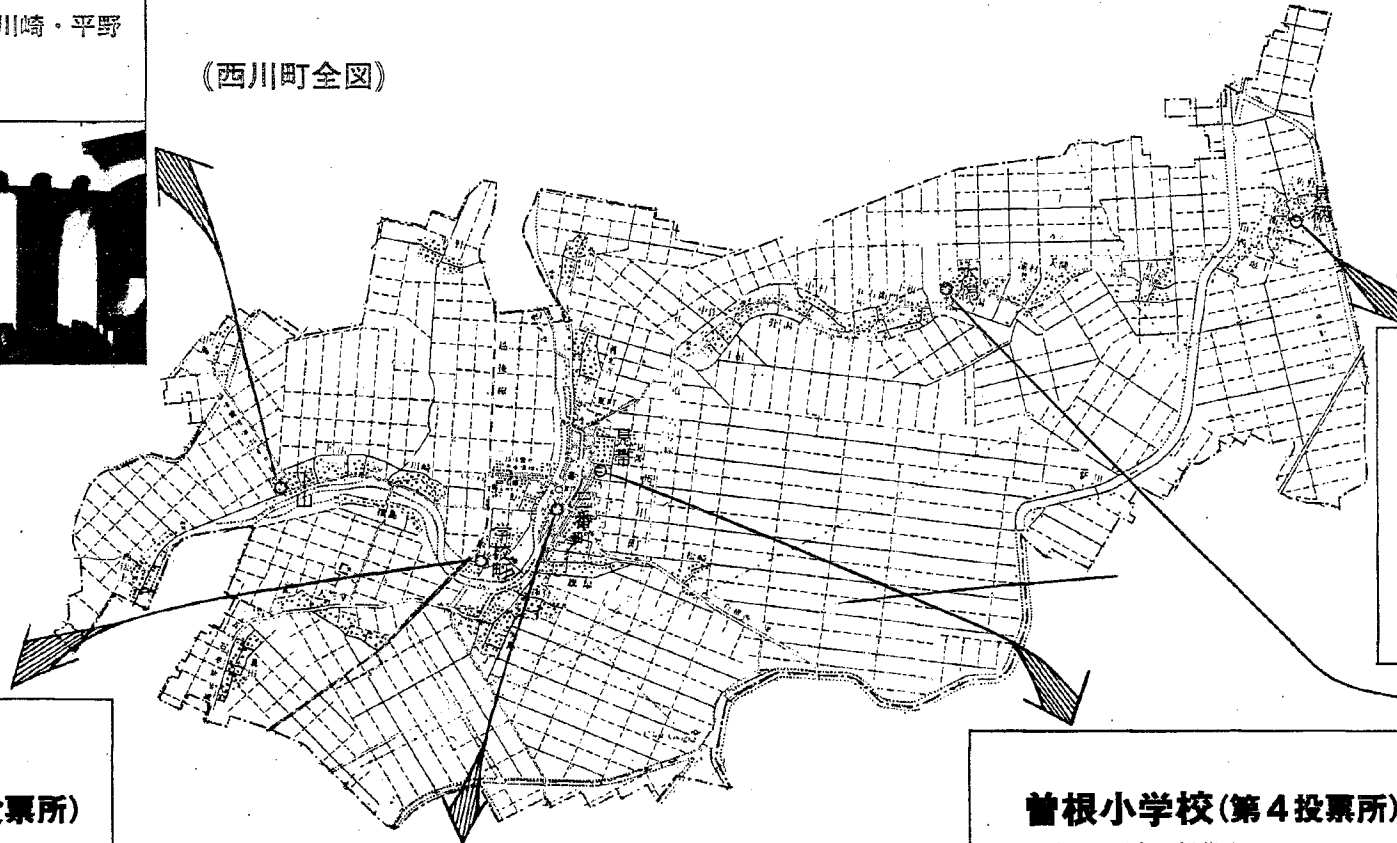
今回の選挙から投票できるようになった人の名簿を、役場内選挙事務室において縦覧しますので、ご覧ください。

※期間 十二月三日(土)から十二月四日(日)の二日間。午前八時三十分から午後五時まで。

あなたの投票する場所は

—投票所と区域の一部が変わる—

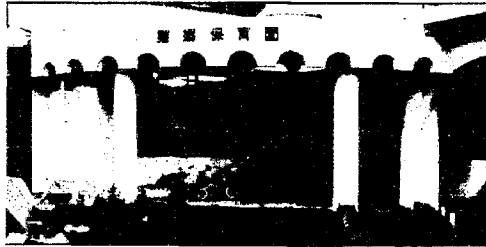
(西川町全図)



鐘郷保育園(第1投票所)

で投票する町内・部落は……

嶺島・西汰上・中島・下山・川崎・平野



西川町役場分館

(第2投票所)

で投票する町内・部落は……

押付・矢島・天竺堂・真田・学校町
水道町・新栄町・川崎団地



西川町商工会館(第3投票所)

で投票する町内・部落は……

鐘第一区・鐘第二区・鐘第三区
一番町・二番町
三番町・四番町
千隈町・藤見町
大正通・旗屋・
松崎・六分



曾根小学校(第4投票所)

で投票する町内・部落は……

五番町・六番町・七番町・八番町・九
番町・東町・朝日町・見帯・善光寺・
桑山・新川



升潟小学校

(第5投票所)

で投票する町内・部落は……

上組・中作・中村・三ツ屋・下組
新田・大潟・浦村・大関



貝柄事務所

(第6投票所)

で投票する町内・部落は……

升岡・川西・与兵衛野・堀
上・貝柄・三角野



選挙があると、投票日に投票所へ出かけて行き投票しますが、12月18日に行われる衆議院議員総選挙から、投票所が図のように変わります。

これは、いままでの投票区の有権者数が増大したため、この解消と合わせ、投票区の区域を見直すことにしたものです。

今回の、投票区の区域変更により、投票所数は1カ所増えて、町全体で6カ所となりました。特に、今まで役場で投票していた方たちは、新しく、西川町商工会館と曾根小学校で投票することになりますので、よくお確かめください。

なお、升潟地区の方は、第4投票所が第5に、第5投票所が第6と、呼び名が変わっただけで投票所は、それぞれ升潟小学校、貝柄事務所が変わりありません。

○不在者投票

投票日に、仕事ややむを得ない旅行等予定し、決められた時間内に投票所に行つて投票できない人は、事前に不在者投票ができます。

※期間

(衆議院議員総選挙)

十二月三日から十二月十七日まで(日曜もできます)

(最高裁判所裁判官国民審査)

十二月十日から十二月十七日まで(日曜もできます)

※時間

期間中、毎日午前八時三十分から午後五時まで

※場所

選挙事務室(役場一階)

なお、手続きに必要な用紙類は、選挙管理委員会に備えてありますので、「印鑑(ミトメ)」と「入場券(届いていない場合は不要)」を持っておいでください。また、病氣、ケガ、お産等で入院中の人は、その病院が不在者投票指定病院になっていれば、その病院で投票することができますので、病院に申し出てください。

○郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人は、自宅等で投票のできる制度があり

ます。(詳しいことは、選挙管理委員会へお問い合わせください。)なお、これらの人の投票用紙等の請求は、十二月十四日(水)で締め切られますので、早めに請求してください。

※郵便による不在者投票は、「郵便投票証明書」が必要ですが、この証明書の有効期間は交付の日から四か年ですので、現在交付を受けている人は、有効期間が過ぎていないか確認してください。

○代理投票

手をケガしたり、もともと字が書けない等の理由で、投票所へ行つても自書できない人は代理投票ができます。

代理投票の手続きは、投票所へおいでになって、係員に「代理投票をしたい」とお申し出になれば、係員が代わって、他の係員の立ち会いのうえで書いてさしあげます。なお、係員は投票の内容を他にもらすようなことは絶対ありませんから、安心して申し出てください。

○選挙の問い合わせ

選挙に関する問い合わせは、役場内の選挙管理委員会(TEL 3111)へお願いします。

